

第三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例（平成十二年東京都条例第八十号）新旧対照表（抄）

改正案				現行			
第一条から第四条まで（現行のとおり） 別表（第二条関係）				第一条から第四条まで（略） 別表（第二条関係）			
事務	名称	額	徴収時期	事務	名称	額	徴収時期
一から六まで （現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	（現行のとおり）	一から六まで（略）	（略）	（略）	（略）
七（現行のとおり）	（現行のとおり）	1及び2（現行のとおり）	（現行のとおり）	七（略）	（略）	1及び2（略）	（略）
八（現行のとおり）	（現行のとおり）	3 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万户以上の場合 九万八千円	（現行のとおり）	八（略）	（略）	3 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数が一万户以上の場合 十一万円	（略）
九（現行のとおり）	（現行のとおり）	一万五千円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	（現行のとおり）	九（略）	（略）	一万七千円に変更に係る貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た金額	（略）

		十から十九まで (現行のとおり)	二十(現行のとおり)
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
	二万三千二百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、二万二千七百円)	(現行のとおり)	二万三千二百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、二万二千七百円)
		(現行のとおり)	(現行のとおり)
		十から十九まで (略)	二十(略)
		(略)	(略)
	二万一千四百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、二万九百円)	(略)	二万一千四百円(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五百五十一号)第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合にあつては、二万九百円)
		(略)	(略)